証券コード　4685
平成28年６月３日

株　主　各　位

東京都港区高輪二丁目19番13号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長　和　仁　正　文

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目５番20号
メルパルク東京　４階「孔雀」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報 告 事 項　１．第48期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第48期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員でない取締役８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第６号議案　役員賞与支給の件
各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ryoyu.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策等により景気は緩やかな回復基調で推移してきましたが、事業年度後半から中国や新興国経済の成長鈍化、さらには円高の進行等により、企業収益の悪化懸念が高まり、株や為替等の金融市場が不安定となるなど不透明感が増してきました。

当社の属する情報サービス産業界はクラウドサービスやビッグデータ市場の拡大、マイナンバー対応等で旺盛な需要が継続し、当社の主要な顧客においても、事業強化に向け、ＩＴ関連投資は引き続き堅調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社は事業構造改革の一環として顧客対応力の一層の強化を図るため平成27年４月１日に組織再編を行い、個々の顧客の状況を集約・管理し、そのニーズに的確に対応すべくグループ４社がそれぞれの得意分野を活かし、菱友グループ一体となった顧客への提案活動を強化するとともに、増加かつ変化する業務量に対して機動的な要員対応に注力するなど受注拡大を図ってまいりました。

これらの結果、売上高は主要顧客からの情報システム開発・運用業務の受注増等に伴い前事業年度より増加し、306億37百万円（前事業年度279億58百万円　前事業年度比9.6％増）となりました。損益は売上増に加えて、情報システム開発・運用業務での生産性向上、さらにはプロジェクト管理の徹底による採算改善やこれまでに実施してきた各種体質強化策等により大幅に改善し、営業利益18億８百万円（前事業年度９億27百万円）、経常利益18億20百万円（前事業年度９億36百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益９億54百万円（前事業年度25百万円）となりました。

なお、セグメント別の概況については、今後の事業展開、経営資源の配分及び業績評価方法等の観点から、当社グループの事業を一体として捉えて報告することが合理的であると判断し、当事業年度より単一の報告セグメントにすることとしましたので、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、１億48百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 45 期 平成25年３月期	第 46 期 平成26年３月期	第 47 期 平成27年３月期	第 48 期 平成28年３月期
売　　上　　高(百万円)	29,083	29,201	27,958	30,637
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	387	310	25	954
１株当たり当期純利益　(円)	61.01	48.86	3.98	150.42
総　　資　　産(百万円)	13,999	14,156	15,002	16,580
純　　資　　産(百万円)	5,865	5,698	5,888	6,770
１株当たり純資産額　(円)	834.68	802.86	814.71	943.97

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、１株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60百万円	51.0%	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150百万円	55.0%	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20百万円	100.0%	情報処理サービス

③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.50%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

当業界の事業環境については、クラウドコンピューティングの拡大、ビッグデータの利用等によるユーザ企業のＩＴ活用手法の変化やグローバル化の進展等、大きな環境変化が生じており、技術やサービスの専門性・強みを身につけることにより、大きな飛躍が可能となるビジネス環境にあります。

当社グループの主要な顧客においても、基幹系システムではますますアウトソーシングのニーズが高まるとともに、製品系・事業系システムではあらゆるものがインターネットでつながるＩｏＴ（Internet of Things）やビッグデータの活用等新技術への対応が求められております。

当社グループはこのような事業環境のもと、顧客ニーズへ的確に対応し、事業強化を図るために「顧客にベストパートナーとして信頼され、社員が活き活きと働く魅力ある会社」の実現を目指していきます。具体的には、人的リソースの確保や技術力・サービス品質向上に向け海外オフショアの活用やリモートでのサービス提供、研究開発の推進、技術力の充実強化等「受注対応力の強化」と「サービス提供基盤整備」に重点を置いた事業基盤の改革を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
② 情報通信システム関連機器の販売
③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

(6) 主要な事業所等（平成28年３月31日現在）

① 当　　社

本　　社　東京都港区高輪二丁目19番13号　高輪センタービル

事業統括本部　インダストリーソリューション事業部（東京都港区）

航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部（名古屋市）

エンタープライズソリューション事業部（東京都港区）

② 子　会　社

株式会社菱友システム技術	（神戸市）
株式会社菱友システムビジネス	（東京都港区）
株式会社菱友システムサービス	（東京都港区）

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
2,120名	100名減

（注）　使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,253名	61名減	40.0歳	15.4年

（注）　使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　23,840,000株
② 発行済株式の総数　6,355,000株
③ 株主数　389名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	1,990千株	31.36%
菱友社員持株会	1,587	25.01
三菱電機株式会社	283	4.46
三菱自動車工業株式会社	250	3.95
加藤眞人	190	2.99
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	155	2.44
東京海上日動火災保険株式会社	75	1.18
石塚文代	69	1.09
吉田知広	59	0.93
成川武彦	58	0.91

（注）　持株比率は自己株式（8,911株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	和仁正文	
取締役副社長（執行役員）	渡邊治雄	経営管理統括本部長
取締役（執行役員）	荻野純	事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
取締役（執行役員）	藤原力	事業統括本部長兼同本部インダストリーソリューション事業部長
取締役（執行役員）	飯島元志	事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長
取締役（執行役員）	竹村博史	経営管理統括本部副本部長
取締役（執行役員）	尊田雅弘	事業統括本部副本部長兼同本部ＰＬＭ事業推進室長
取締役	松井博治	
取締役	弥田昌希	三菱自動車工業株式会社　経営企画本部システム基盤部長
取締役	中井浩二	三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部コーポレート情報技術部長
常勤監査役	大湯剛	
監査役	和泉敦子	三菱自動車工業株式会社　経営企画本部ＩＴ戦略マネジメント部長
監査役	杉本良幸	三菱重工業株式会社　グローバル財務部制度会計グループ長

（注）１．※印は代表取締役を示しております。
２．取締役松井博治、弥田昌希、中井浩二の３氏は、社外取締役であります。
３．監査役和泉敦子、杉本良幸の両氏は、社外監査役であります。
４．当社は、取締役松井博治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
八坂直樹	平成27年６月24日	任期満了	取締役社長
西邑雅史	平成27年６月24日	任期満了	取締役副社長

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （1）	132百万円 （2）
監査役 （うち社外監査役）	1 （－）	16 （－）
合計 （うち社外役員）	11 （1）	148 （2）

（注）１．上記には、平成27年６月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、月額11百万円であります。（平成14年６月27日　第34回定時株主総会決議）

３．監査役の報酬限度額は、月額３百万円であります。（平成９年６月30日　第29回定時株主総会決議）

４．上記の報酬等の総額には、以下の役員賞与引当金の繰入額14百万円を含んでおります。

・平成28年６月22日開催の第48回定時株主総会において付議いたします取締役７名に対する賞与支給予定額12百万円

・監査役１名に対する賞与支給予定額１百万円

⑤　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　　名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と 兼 職 先 と の 関 係
取 締 役	弥　田　昌　希	三菱自動車工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取 締 役	中　井　浩　二	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
監 査 役	和　泉　敦　子	三菱自動車工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
監 査 役	杉　本　良　幸	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取　締　役　会		監　査　役　会	
	開 催 回 数	出 席 回 数	開 催 回 数	出 席 回 数
取締役　松　井　博　治	9回	9回	－	－
取締役　弥　田　昌　希	9	9	－	－
取締役　中　井　浩　二	7	6	－	－
監査役　和　泉　敦　子	9	9	11回	11回
監査役　杉　本　良　幸	9	8	11	10

（注）　取締役中井浩二氏は、平成27年６月24日開催の第47回定時株主総会において選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役松井博治、弥田昌希、中井浩二の３氏は、取締役会に出席し、当社の経営全般にわたって有益な発言を行っております。

監査役和泉敦子、杉本良幸の両氏は、取締役会ならびに監査役会に出席し、業務の適正化の観点から有益な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　新日本有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等が適切であると判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社並びに当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質の製品やサービスの提供のため、コンプライアンス、情報セキュリティ管理及び品質管理の定着化を図り、各種研修を実施し周知徹底に努める。

・このため内部統制室、コンプライアンス委員会を設置し状況を監査・把握し、取締役（必要に応じ取締役会）に報告する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会・経営執行会議等の議事録、その他重要文書については、文書管理規則の定めるところにより、管理・保管を行う。

・監査役会、監査役、内部監査部門、外部監査人が求めたときには、いつでも閲覧可能とする。

③ 会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスクへの的確な対応のため、リスクの類型に応じた管理体制を整備、管理責任の明確化を図る。

・緊急かつ重大なリスクに備え、速やかにトップに報告する仕組みとする。また、自主監査／内部監査等によりリスク管理の実効性を監査し、取締役（必要に応じ取締役会）に報告し、管理体制の継続的な改善を行う。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・職務執行を効率的に行うために、代表取締役は全社的な経営方針・目標を定め、これに基づき事業計画を策定し、取締役会で決定する。取締役は社長を中心とした業務執行体制でこの目標の達成に当たる。

・職務権限、決裁基準に関する基準・要領などを社内規則として定め、周知・運用の徹底を図り、経営目標を効果的に達成する。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を持ち独立企業として自主運営するが、重要案件についての取扱いや報告等に関して、当社とグループ会社間の管理責任体制・管理規則を定め、連結業績向上に資する支援・指導を行う。
・グループ各社の規模と特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社からの監査役・取締役及び内部監査部門がその状況を監査し、適正な業務遂行に結び付ける。
・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

⑥　監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役会・監査役の求めに応じ、監査役監査が実効的に行われるための体制を整備するとともに、執行部門からの独立性を確保する。
・取締役会その他の重要な会議においてコンプライアンス等に係る重要な情報が監査役に確実に提供される体制を確保する。
・内部通報制度の所管部門は、通報された情報を監査役に報告するものとする。また、通報者等に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を周知徹底する。
・監査役の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査役から請求があった場合には適切に処理する。
・代表取締役、取締役、内部監査部門は監査役及び外部監査人との定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行が図れる様に努める。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・情報セキュリティマネジメントシステム及び品質管理システムを構築し運用するとともに、法令・規則に関する各種教育を実施し定着を図っています。

・内部統制室は、年間の内部監査計画に従って、情報セキュリティ管理及び品質管理ならびにＩＴＳＭＳの内部監査、財務報告に係る内部統制監査、及び業務監査を実施し、その結果について取締役会に報告しています。

・経営執行会議メンバー及びグループ会社社長で構成するコンプライアンス委員会を年４回開催し、その状況について取締役会に報告しています。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会・経営執行会議等の議事録その他の重要書類は文書管理規則に基づき管理・保管を実施し、必要に応じて閲覧できるようにしています。

③ 会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・毎年、当年度の事業運営に影響を与える「重大事業リスク」を洗い出し、それに対する適切な対策を推進するとともに、その実施状況について経営執行会議及び取締役会に報告しています。

・緊急かつ重大なリスクについては緊急連絡網を整備し、速やかにトップへ報告する仕組みを構築しています。

・内部統制室は社内各部門に対し、業務監査を行いリスク管理の実効性を監査しています。また各部門は、内部統制室の指摘事項に対し速やかに是正改善を図っています。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・向こう３年間の全社的な経営方針・目標を定めた中期経営計画を策定し、経営執行会議及び取締役会で決定しています。

・中期経営計画に基づき期首に当年度の受注売上利益計画を策定し、四半期毎に経営執行会議及び取締役会にて計画のフォローを実施しています。

・職務権限、決裁基準に関する社内規則を定め必要に応じて見直しを行い、全社に周知し、徹底を図っています。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社管理規則に従って重要案件の処理を行うとともに、グループ会社社長が出席するグループ合同連絡会を定期的に開催し、情報交換を行っています。
・当社がグループ会社に派遣する取締役及び監査役がグループ会社の取締役会に出席するとともに内部統制室がグループ会社に対する監査を行い、経営状況、内部統制システムの整備状況を確認しています。
・当社がグループ会社に派遣する監査役は、グループ会社への外部監査人監査に同席し、体制の構築及びその監査状況を確認しています。

⑥　監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役監査が実効的に行われるため、監査役の求めに応じ、取締役並びに関係部門の執行役員及び社員がタイムリーに対応しています。
・監査役は取締役会、経営執行会議及びその他の重要会議に出席し、コンプライアンス等に係る重要情報を収集しています。
・内部通報があった場合、案件の事実関係を調査し、上記重要会議において監査役に報告するとともに報告者の保護についてコンプライアンス規則に定め全社に周知しています。
・監査役の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理を行っています。
・代表取締役は年１回の「経営者とのディスカッション」を通じて外部監査人に経営方針・経営概況の説明を行うとともに、外部監査人からの監査計画及び監査結果説明時に監査役が同席し情報共有及び意見交換を行っています。また、監査役と各取締役との定期的な意見交換を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益の影響が大きいため、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日とする剰余金の配当を行うことを基本に実施します。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、業績状況及び財政状況を勘案し、１株当たり30円の配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	16,580	（負債の部）	9,810
流動資産	13,343	流動負債	5,522
現金及び預金	677	買掛金	1,654
受取手形	66	前受金	58
売掛金	7,030	役員賞与引当金	16
リース投資資産	41	未払金	72
商品	142	未払費用	2,558
仕掛品	222	リース債務	23
前払費用	70	その他流動負債	1,139
繰延税金資産	739	固定負債	4,288
預け金	4,321	役員退職慰労引当金	54
その他流動資産	39	退職給付に係る負債	4,162
貸倒引当金	△9	リース債務	16
固定資産	3,237	その他固定負債	54
有形固定資産	1,173	（純資産の部）	6,770
建物	487	株主資本	6,892
器具備品	123	資本金	685
土地	537	資本剰余金	250
リース資産	25	利益剰余金	5,962
その他有形固定資産	0	自己株式	△5
無形固定資産	183	その他の包括利益累計額	△901
ソフトウェア	168	その他有価証券評価差額金	15
リース資産	11	土地再評価差額金	△427
その他無形固定資産	3	退職給付に係る調整累計額	△489
投資その他の資産	1,880	非支配株主持分	779
投資有価証券	47		
出資金	1		
退職給付に係る資産	118		
繰延税金資産	1,371		
その他投資	345		
貸倒引当金	△3		
合計	16,580	合計	16,580

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**30,637**
売上原価	**25,705**
売上総利益	**4,932**
販売費及び一般管理費	3,123
営業利益	**1,808**
営業外収益	**14**
受取利息及び配当金	6
助成金収入	8
その他	0
営業外費用	**2**
固定資産除却損	1
その他	1
経常利益	**1,820**
特別損失	**74**
事業構造改善費用	74
税金等調整前当期純利益	**1,745**
法人税、住民税及び事業税	775
法人税等調整額	△110
当期純利益	**1,081**
非支配株主に帰属する当期純利益	126
親会社株主に帰属する当期純利益	**954**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	250	5,070	△4	6,002
当期変動額					
剰余金の配当			△63		△63
親会社株主に帰属する当期純利益			954		954
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	891	△1	889
当期末残高	685	250	5,962	△5	6,892

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	28	△427	△431	△830	716	5,888
当期変動額						
剰余金の配当						△63
親会社株主に帰属する当期純利益						954
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13		△57	△71	63	△7
当期変動額合計	△13	－	△57	△71	63	881
当期末残高	15	△427	△489	△901	779	6,770

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

(ｲ) 連結子会社の数

３社

(ﾛ) 連結子会社の名称

株式会社菱友システム技術
株式会社菱友システムビジネス
株式会社菱友システムサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

(ﾛ) 棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

(ﾛ) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウェア
販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

(ハ) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金
金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金
取締役、監査役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金
取締役、監査役の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
・その他の案件
工事完成基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(ロ) 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ハ) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,397百万円

４．連結損益計算書に関する注記

(1) 事業構造改善費用

事業構造改革の一環で経営の効率化を図ることを目的として、名古屋事務所等の４事務所を移転及び一部解約した事に伴い発生した移転諸費用、建物附属設備等の減損損失のほか、遊休土地に係る減損損失等であります。

内訳：移転諸費用	47百万円
減損損失	13
その他	13
合計	74

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式　6,355,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年４月28日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	63百万円
１株当たりの配当額	10円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年４月28日の取締役会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	190百万円
１株当たりの配当額	30円
基準日	平成28年３月31日
効力発生日	平成28年６月23日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	677	677	－
② 受取手形及び売掛金	7,096	7,096	－
③ 預け金	4,321	4,321	－
④ 投資有価証券	47	47	－
資産計	12,143	12,143	－
① 買掛金	1,654	1,654	－
負債計	1,654	1,654	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	24	46	22
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	0	0	△0
合計		25	47	22

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	677	－	－	－
受取手形及び売掛金	7,096	－	－	－
預け金	4,321	－	－	－
合計	12,096	－	－	－

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　943円97銭

(2) １株当たり当期純利益　150円42銭

８．重要な後発事象に関する注記

（退職給付債務の算定方法の変更）

当社は、平成27年11月26日の取締役会において、当社及び一部の連結子会社の企業年金制度を平成28年４月１日を以て統一するとともに、年金資産運用を統合することを決定しました。

これに伴い、翌第１四半期会計期間より一部の連結子会社の退職給付債務の算定方式を簡便法から原則法に変更する予定です。当該算定方法の変更に伴う影響額195百万円は、平成28年度第１四半期において退職給付費用（売上原価、販売費及び一般管理費）として計上する予定であります。

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	12,567	（負債の部）	7,086
流動資産	9,827	流動負債	4,427
現金及び預金	205	買掛金	1,528
受取手形	66	前受金	42
売掛金	5,205	役員賞与引当金	16
リース投資資産	41	未払金	50
商品	142	未払費用	1,772
仕掛品	130	リース債務	23
前払費用	34	その他流動負債	994
繰延税金資産	504	固定負債	2,658
預け金	3,300	退職給付引当金	2,591
その他流動資産	199	リース債務	16
貸倒引当金	△2	その他固定負債	50
固定資産	2,739	（純資産の部）	5,481
有形固定資産	1,110	株主資本	5,893
建物	472	資本金	685
器具備品	74	資本剰余金	250
土地	537	資本準備金	250
リース資産	25	利益剰余金	4,963
その他有形固定資産	0	利益準備金	26
無形固定資産	130	その他利益剰余金	4,937
ソフトウェア	116	別途積立金	4,100
リース資産	11	繰越利益剰余金	837
その他無形固定資産	2	自己株式	△5
投資その他の資産	1,499	評価・換算差額等	△412
投資有価証券	30	その他有価証券評価差額金	15
関係会社株式	149	土地再評価差額金	△427
前払年金費用	273		
繰延税金資産	765		
その他投資	283		
貸倒引当金	△3		
合計	12,567	合計	12,567

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**22,631**
売上原価	**18,987**
売上総利益	**3,644**
販売費及び一般管理費	2,308
営業利益	**1,335**
営業外収益	**52**
受取利息及び配当金	44
助成金収入	7
その他	0
営業外費用	**1**
支払利息	0
固定資産除却損	0
経常利益	**1,386**
特別損失	**74**
事業構造改善費用	74
税引前当期純利益	**1,312**
法人税、住民税及び事業税	578
法人税等調整額	△82
当期純利益	**815**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	4,100	85	4,185	4,211
当期変動額							
剰余金の配当					△63	△63	△63
当期純利益					815	815	815
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	752	752	752
当期末残高	685	250	26	4,100	837	4,937	4,963

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4	5,143	28	△427	△399	4,744
当期変動額						
剰余金の配当		△63				△63
当期純利益		815				815
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△13		△13	△13
当期変動額合計	△1	750	△13	－	△13	737
当期末残高	△5	5,893	15	△427	△412	5,481

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(ｲ) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

(ﾛ) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

② 棚卸資産

(ｲ) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ﾛ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(ｲ) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ﾛ) 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

(ｲ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役、監査役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(ｲ) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

(ﾛ) その他の案件

工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,188百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　2,935百万円

② 短期金銭債務　353百万円

③ 長期金銭債務　14百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号により算出

再評価及び減損処理を行った土地の期末における時価と再評価及び減損処理後の帳簿価額との差額　△11百万円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高　9,888百万円

② 仕入高　1,913百万円

③ 販売費及び一般管理費　123百万円

④ 営業取引以外の取引高　40百万円

(2) 事業構造改善費用

事業構造改革の一環で経営の効率化を図ることを目的として、名古屋事務所等の４事務所を移転及び一部解約した事に伴い発生した移転諸費用、建物附属設備等の減損損失のほか、遊休土地に係る減損損失等であります。

内訳：移転諸費用	47百万円
減損損失	13
その他	13
合計	74

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　普通株式　8,911株

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は未払従業員賞与繰入限度超過額及び退職給付引当金繰入限度超過額であります。

(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.34%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は65百万円減少し、法人税等調整額が66百万円増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱重工業株式会社	（被所有） 直接 31.50% 間接 0.88%	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	9,819	売掛金	2,743

(2) 関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社菱友システムサービス	（所有） 直接 100.00%	あり	情報サービスの委託を行っている。	情報サービスの委託	1,939	買掛金	193
				社員の出向を行っている	出向者分給与の立替等	1,933	その他流動資産	178
				資金の預かりを行っている。	資金の預かり	80	その他流動負債	130
					利息の支払	0		

(3) 兄 弟 会 社 等

(単位：百万円)

属　性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関　係　内　容		取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関　係				
その他の関係会社の子会社	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	なし	なし	資金の預入を行っている。	資金の預入	1,200	預け金	3,300
					利息の受取	3		
その他の関係会社の子会社	三菱日立パワーシステムズ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	1,528	売掛金	330
その他の関係会社の子会社	ＭＨＩ情報システムズ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	715	売掛金	129

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 情報サービスの提供及び委託については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入及び預かりの利率については、市場実勢を勘案し決定しております。

(3) 社員の出向条件等については、出向に関する協定書に基づき、決定しております。

２．取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　863円77銭

(2) １株当たり当期純利益　128円49銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　和仁正文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　賀谷浩志　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社菱友システムズ
取締役社長　　和仁正文　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　賀谷浩志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥田穣司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社菱友システムズ　監査役会

常勤監査役　大　湯　　剛　㊞

社外監査役　和　泉　敦　子　㊞

社外監査役　杉　本　良　幸　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社菱友システムズ
取締役社長　和　仁　正　文

２．議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(1) 「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

①監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります（変更案第４条、なお第４条新設に伴い現行定款規定第18条、第30条及び第40条を第４条に集約）。

②監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります（変更案第19条第２項、第20条第２項及び第21条第２項並びに同条第３項）。また、監査等委員である取締役の員数を４名以内とし、これに伴い、監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を11名以内から15名以内に増員するものであります。

③第５章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換え、条文の新設等を行うものであります（変更案第31条から第35条まで）。

④取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります（変更案第27条）。

⑤監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります（現行定款規定第30条から第33条まで及び第38条並びに第39条）。

⑥監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります（変更案第21条第１項、第22条、第24条、第26条、第28条、第29条、第38条）。

⑦現行定款規定第39条の削除に伴い、附則を新設するものであります（変更案の附則）。

(2) その他全般に関する変更

表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（事業目的） 第２条　当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 １．情報通信システムに関するコンサルテーション ２．情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施 ３．情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買 ４．工業製品等の設計、解析・シミュレーション ５．前項に係る解析ソフトウェアの開発	（事業目的） 第２条　当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 （１）情報通信システムに関するコンサルテーション （２）情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施 （３）情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買 （４）工業製品等の設計、解析・シミュレーション （５）前項に係る解析ソフトウェアの開発

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
６．情報通信システムを利用した各種情報処理サービス ７．労働者派遣事業 ８．前各号に付帯または関連する一切の事業	（６）情報通信システムを利用した各種情報処理サービス （７）労働者派遣事業 （８）前各号に付帯または関連する一切の事業
＜新　設＞	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第４条　　＜条文省略＞	第５条　　＜現行通り＞
第２章　株式	第２章　株式
第５条　　＜条文省略＞	第６条　　＜現行通り＞
第６条　　＜条文省略＞	第７条　　＜現行通り＞
第７条　　＜条文省略＞	第８条　　＜現行通り＞
第８条　　＜条文省略＞	第９条　　＜現行通り＞
第９条　　＜条文省略＞	第１０条　　＜現行通り＞
第１０条　　＜条文省略＞	第１１条　　＜現行通り＞
第１１条　　＜条文省略＞	第１２条　　＜現行通り＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条　　＜条文省略＞	第１３条　　＜現行通り＞
第１３条　　＜条文省略＞	第１４条　　＜現行通り＞
第１４条　　＜条文省略＞	第１５条　　＜現行通り＞
第１５条　　＜条文省略＞	第１６条　　＜現行通り＞
第１６条　　＜条文省略＞	第１７条　　＜現行通り＞
第１７条　　＜条文省略＞	第１８条　　＜現行通り＞
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の設置） 第１８条　当会社は取締役会を置く。	＜削　除＞
（取締役の員数） 第１９条　当会社の取締役は１１名以内とする。 ＜新　設＞	（取締役の員数） 第１９条　当会社の取締役は、１５名以内とする。 ２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ＜条文省略＞	（取締役の選任） 第２０条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 ２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。 ＜現行通り＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第２１条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　設＞	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　設＞	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第２２条　取締役会は、その決議をもって会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。	（代表取締役および役付取締役） 第２２条　取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。
２　取締役会は、その決議をもって当会社に取締役社長１名を定める。また取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、当会社に取締役社長１名を定める。また取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新　設＞	（業務執行の決定の委任） 第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第２８条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第２９条　　＜条文省略＞	第３０条　　＜現行通り＞
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役および監査役会の設置） 第３０条　当会社は監査役および監査役会を置く。	＜削　除＞
（監査役の員数） 第３１条　当会社の監査役は４名以内とする。	＜削　除＞
（監査役の選任） 第３２条　監査役は株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削　除＞
（監査役の任期） 第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第３４条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第３１条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第３５条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第３２条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、招集通知期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第３３条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。
（監査役会の議事録） 第３７条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。
＜新　設＞	（監査等委員会規則） 第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則の定めるところによる。
（監査役の報酬等） 第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第３９条　当会社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	＜削　除＞
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の設置） 第４０条　当会社は会計監査人を置く。	＜削　除＞
第４１条　　＜条文省略＞	第３６条　　＜現行通り＞
第４２条　　＜条文省略＞	第３７条　　＜現行通り＞
（会計監査人の報酬等） 第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第３８条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第４４条　　＜条文省略＞	第３９条　　＜現行通り＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４５条　＜条文省略＞ 第４６条　＜条文省略＞	第４０条　＜現行通り＞ 第４１条　＜現行通り＞
第４７条　＜条文省略＞	第４２条　＜現行通り＞
＜新　設＞	附　則
＜新　設＞	（監査役の責任免除に関する経過措置） １．平成２８年６月開催の第４８回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 ２．平成２８年６月開催の第４８回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第２号議案　監査等委員でない取締役８名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役10名は、定款21条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役８名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。
監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
和仁正文 (昭和24年７月９日生)	昭和50年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成19年４月　同社執行役員長崎造船所長 平成23年４月　同社常務執行役員原動機事業本部長 平成23年６月　同社取締役常務執行役員原動機事業本部長 平成26年１月　欧州三菱重工業株式会社会長 平成27年６月　当社代表取締役、取締役社長（現任）	1,000株
渡邊治雄 (昭和27年12月９日生)	昭和50年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成14年４月　同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部企画経理部長 平成16年４月　三菱重工エンジン発電システム株式会社　取締役経営管理部長 平成18年７月　当社厚木支社支社長付 平成20年４月　同　企画部長 平成21年６月　同　執行役員企画部長 平成22年６月　同　取締役執行役員企画部長 平成25年７月　同　取締役執行役員経営管理統括本部長 平成26年６月　同　常務取締役執行役員経営管理統括本部長 平成27年６月　同　取締役副社長執行役員経営管理統括本部長（現任）	2,000株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おぎの　じゅん 荻野　純 (昭和31年10月22日生)	昭和54年４月　当社　入社 平成13年４月　同　エンジニアリングソリューション事業部長兼中部支社航空宇宙技術部長 平成14年６月　同　執行役員エンジニアリングソリューション事業部長 平成21年６月　同　取締役執行役員エンジニアリングソリューション事業部長 平成25年７月　同　取締役執行役員事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長 平成26年４月　同　取締役執行役員事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長兼同本部中部支社長 平成27年４月　同　取締役執行役員事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長（現任）	10,000株
いいじまもとし 飯島元志 (昭和30年８月30日生)	昭和51年３月　当社　入社 平成11年４月　同　東京支社システム機器営業部長 平成13年４月　同　ソリューションプロダクト事業部長 平成14年６月　同　執行役員ソリューションプロダクト事業部長 平成23年４月　同　執行役員営業本部副本部長 平成23年７月　同　執行役員営業本部第三営業部長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部システムサービス事業部長 平成27年４月　同　執行役員事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長 平成27年６月　同　取締役執行役員事業統括本部エンタープライズソリューション事業部長（現任）	5,000株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たけむらひろし 竹村博史 （昭和30年6月20日生）	昭和53年４月　三菱自動車工業株式会社　入社 平成13年７月　同社グローバルＩＴ本部マネジメントＩＴ部長 平成21年４月　同社生産管理本部長 平成23年４月　当社営業本部副本部長 平成23年６月　同　執行役員営業本部副本部長 平成23年７月　同　執行役員営業本部第二営業部長 平成25年７月　同　執行役員事業統括本部事業企画部長 平成27年４月　同　執行役員事業統括本部事業管理部長 平成27年６月　同　取締役執行役員経営管理統括本部副本部長（現任）	1,000株
そんだまさひろ 尊田雅弘 （昭和31年11月13日生）	昭和56年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成20年12月　同社長崎造船所造船管理部長 平成22年４月　同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長 平成25年10月　同社執行役員交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長兼長崎造船所長 平成27年４月　当社執行役員事業統括本部副本部長 平成27年６月　同　取締役執行役員事業統括本部副本部長 平成28年１月　同　取締役執行役員事業統括本部副本部長兼同本部ＰＬＭ事業推進室長（現任）	1,000株
いよだまさき 弥田昌希 （昭和39年１月29日生）	平成元年10月　三菱自動車工業株式会社　入社 平成15年４月　同社ＩＴ技術計画部マネージャー 平成25年４月　同社管理本部ＩＴ企画統括部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成27年８月　三菱自動車工業株式会社経営企画本部システム基盤部長（現任）	－株

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
わたなべ　みつひろ 渡邊　光浩 （昭和36年11月24日生）	昭和61年４月　三菱重工業株式会社入社 平成26年１月　同社ＩＣＴソリューション本部 ＩＣＴ推進部次長 平成27年４月　同社ＩＣＴソリューション本部 ソフトウェア技術部次長 平成28年４月　同社ＩＣＴソリューション本部 コミュニケーション技術部長（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．弥田昌希、渡邊光浩の両氏は社外取締役の候補者であります。
３．弥田昌希氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．弥田昌希、渡邊光浩の両氏ともＩＴ分野での豊富な知識と経験を基に当社の経営に参画していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．弥田昌希氏は三菱自動車工業株式会社のシステム基盤部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
６．渡邊光浩氏は三菱重工業株式会社のコミュニケーション技術部長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
７．当社は現在、弥田昌希氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また渡邊光浩氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役と区別して監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。
監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
長谷島　弘安 （昭和29年11月17日生）	昭和53年４月　三菱重工業株式会社入社 平成10年４月　米国三菱重工業株式会社調達部長 平成18年４月　三菱重工業株式会社資材部次長 平成23年４月　同社調達企画管理部主幹部員 平成26年４月　当社事業統括本部事業企画部主幹部員 平成27年６月　同　事業統括本部事業管理部部長（現任）	－株
松井博治 （昭和19年４月27日生）	昭和42年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成13年６月　同社取締役人事部長 平成14年４月　同社取締役企画部長 平成15年４月　同社取締役調査役 平成15年６月　株式会社東洋製作所　代表取締役社長 平成19年６月　同社相談役 平成19年12月　同社退職 平成22年６月　当社取締役（現任）	1,000株
杉本良幸 （昭和42年９月９日生）	平成３年４月　三菱重工業株式会社　入社 平成19年４月　同社経理部主計・税務グループ主席部員 平成26年５月　同社グローバル財務部制度会計グループ長（現任） 平成26年６月　当社監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松井博治、杉本良幸の両氏は社外取締役の候補者であります。
３．松井博治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．杉本良幸氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．松井博治氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験等に基づき、これまで社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいており、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
６．杉本良幸氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の会計の専門知識と経験等に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいており、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
７．杉本良幸氏は三菱重工業株式会社のグローバル財務部制度会計グループ長でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
８．当社は現在、松井博治、杉本良幸の両氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、長谷島弘安氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員でない取締役の報酬限度額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。
当社の取締役の報酬限度額は、平成14年６月27日開催の第34回定時株主総会において、月額11百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、常勤取締役の報酬へのインセンティブ付けのため、現行の月例報酬に加えて、新たに前事業年度の業績が良好であった場合には業績加算金（賞与）を支給することがあるものといたしたく存じます。
つきましては現在、報酬限度額を月額で定めておりますが、業績加算金（賞与）支給を踏まえ年額にて定めるものとし、月例報酬の1.2倍まで限度額を拡大し、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とさせていただきたいと存じます。
なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役３名）であり、監査等委員でない取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、８名（うち社外取締役２名）となります。
本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。
監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく、報酬限度額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。
監査等委員である取締役の員数は第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。
なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第１号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第６号議案　役員賞与支給の件

当事業年度の業績等に鑑み、当事業年度末時点の常勤取締役７名に対し、役員賞与総額12,900,000円を支給したいと存じます。
なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

第48回定時株主総会会場ご案内略図

会　場　メルパルク東京　４階「孔雀」
東京都港区芝公園二丁目5番20号

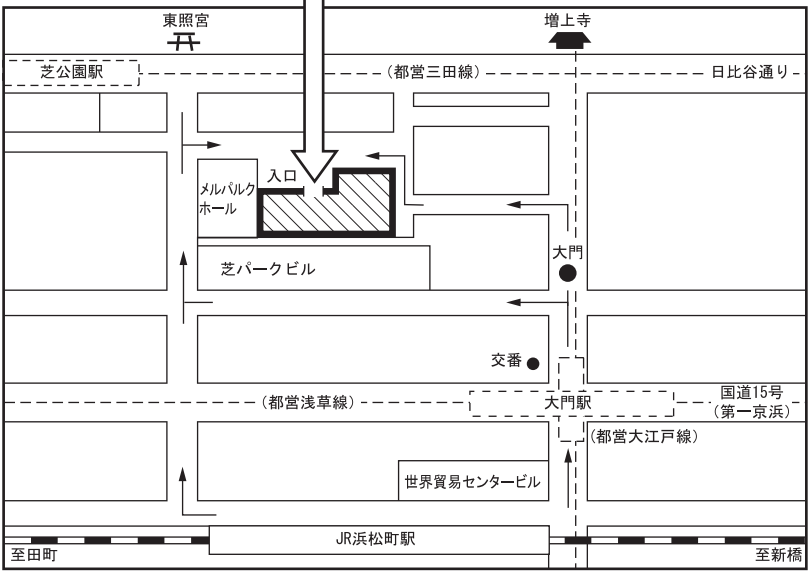

〈交通の便〉

地下鉄	都営三田線	芝公園駅
地下鉄	都営浅草線	大門駅
地下鉄	都営大江戸線	大門駅
ＪＲ	山手線	浜松町駅
ＪＲ	京浜東北線	浜松町駅

本会場には駐車場がありませんので、上記の交通機関をご利用ください。